

第1回一斉更新小委員会議事次第

平成23年11月25日(金)

14:00～16:00

学術総合センター2階「中会議場」
(東京都千代田区一ツ橋2-1-2)

1 開 会

2 議 題

(1) 指定漁業の概要

(2) 平成24年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針
(素案)等について

(3) 指定漁業の主要対象資源の現状と見通し

(4) その他

3 閉 会

一斉更新小委員会 資料一覧

- 資料 1 一斉更新小委員会委員名簿
- 資料 2 指定漁業の概要
- 資料 3 平成24年「指定漁業の許可等の一斉更新」
についての処理方針（素案）
- 資料 4 指定漁業の主要対象資源の現状と見直し
- 資料 5 一斉更新スケジュール

一斉更新小委員会委員名簿

氏名	所属等
おがわ 小川 栄 <small>さかえ</small>	(社)全国遠洋沖合いかつり漁業協会副会長
おくむら 奥村 保之 <small>やすゆき</small>	福寿企業(株)代表取締役会長
かぜなし 風無 成一 <small>せいいち</small>	北海道機船漁業協同組合連合会代表理事副会長
たかはし 高橋 健二 <small>けんじ</small>	全日本海員組合水産局長
ながや 長屋 信博 <small>のぶひろ</small>	全国漁業協同組合連合会代表常務理事
のむら 野村 俊郎 <small>としろう</small>	日本遠洋旋網漁業協同組合監事
みやじま 宮島 英雄 <small>ひでお</small>	全国海区漁業調整委員会連合会会長
やぎた 八木田 和浩 <small>かずひろ</small>	(社)全国さんま漁業協会会長理事
やまかわ 山川 卓 <small>たかし</small>	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授

(9名:五十音順)

指定漁業の概要

- 1 指定漁業の許可期間及び許認可隻数
- 2 指定漁業の漁獲量
- 3 指定漁業種類別の許認可隻数等の推移

平成 23 年 1 1 月

水 産 庁

1. 指定漁業の許可期間及び許認可隻数

番号	漁業種類	許可期間等		許 認 可 隻 数						増減	
		許可満了日	期間	平成22年			平成23年				
		平成年月日	年	許可	認可	計	許可	認可	計		
1	沖合底びき網漁業	24.7.31	5	354	20	374	340	30	370	▲4	
2	以西底びき網漁業	24.7.31	5	12	1	13	12	1	13	0	
3	大中型まき網漁業	24.7.31	5	187	18	205	184	19	203	▲2	
4	遠洋かつお・まぐろ漁業	24.7.31	5	338	45	383	333	35	368	▲15	
5	近海かつお・まぐろ漁業	24.7.31	5	389	9	398	380	13	393	▲5	
6	北太平洋さんま漁業	24.7.31	5	185	0	185	179	5	184	▲1	
7	日本海べにずわいがに漁業	24.7.31	5	12	1	13	11	1	12	▲1	
8	いか釣り漁業	24.7.31	5	150	1	151	145	1	146	▲5	
9	遠洋底びき網漁業	24.7.31	1	12	25	37	9	28	37	0	
10	小型捕鯨業	24.3.31	1	5	4	9	5	4	9	0	
11	中型さけ・ます 流し網漁業	(日本海)	24.3.19	1	4	0	4	3	0	3	▲1
		(太平洋)	23.8.31	1	41	8	49	0	0	0	▲49
許認可隻数合計				1,689	132	1,821	1,601	137	1,738	▲83	

注：1)平成23年許認可隻数は、平成23年10月1日現在の許認可隻数である。

2)平成22年許認可隻数は、平成22年に水産政策審議会に報告された数値（平成22年10月1日現在）である。

3)中型さけ・ます流し網漁業（太平洋）の操業区域は、ロシアの200海里水域のみである。

4)中型さけ・ます流し網漁業（太平洋）については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律により有効期間を今漁期末日である平成23年8月31日まで延長し、漁期が終了した今期の残りの期間については公示を行わず来期公示するため平成23年10月1日現在では0となっている（来年は例年どおり公示する予定）。

2. 指定漁業の漁獲量

(単 位 : 千トン)

番号	漁 業 種 類	平成21年	平成22年	対前年差
1	沖 合 底 び き 網 漁 業	361	319	▲42
2	以 西 底 び き 網 漁 業	7	6	▲1
3	大 中 型 ま き 網 漁 業 (うち太平洋中央海区) 及びインド洋海区)	804 (207)	840 (208)	36
4	遠洋かつお・まぐろ漁業(かつお) " (まぐろ)	54 100	69 80	15 ▲20
5	近海かつお・まぐろ漁業(かつお) " (まぐろ)	41 52	43 52	2 0
6	* 北太平洋さんま漁業	307	216	▲91
7	* 日本海べにずわいがに漁業	9	10	1
8	い か 釣 り 漁 業	83	58	▲25
9	遠 洋 底 び き 網 漁 業	49	59	10
10	* 小 型 捕 鯨 業	89頭	76頭	▲13頭
11	* 中型さけ・ます流し網漁業	4	5	1
指定漁業による漁獲量の合計		1,871	1,757	▲114
海面漁業による漁獲量の合計		4,147	3,946	▲201

注：1) 数値について、*は水産庁調べ。それ以外は農林水産省大臣官房統計部調べ。

2) 平成22年の漁獲量は、東日本大震災の影響により、岩手県分の取りまとめが行えないため、これを含まない暫定値である。

3) 指定漁業による漁獲量及び海面漁業による漁獲量の合計は小型捕鯨業を含まないものである。

4) 表示単位未満の端数は、四捨五入したため合計と内訳とは必ずしも一致しない。

3. 指定漁業種類別の許認可隻数等の推移

〔1〕 沖合底びき網漁業

年	許可	認可	計	漁獲量	漁獲金額
	隻	隻	隻	千トン	億円
H4	619	31	650	482.3	928.1
5	607	14	621	404.2	869.1
6	576	17	593	442.4	868.3
7	548	18	566	518.6	845.9
8	531	18	549	496.3	758.1
9	521	8	529	544.9	757.9
10	498	14	512	500.8	635.6
11	472	14	486	469.3	630.0
12	457	15	472	440.2	625.3
13	437	16	453	379.8	607.5
14	424	17	441	400.3	639.5
15	418	19	437	390.7	566.5
16	403	13	416	423.9	613.3
17	391	12	403	379.2	604.4
18	391	7	398	349.0	639.0
19	374	17	391	415.2	—
20	357	30	387	404.2	—
21	362	17	379	361.5	—
22	354	20	374	319.2	—

〔注〕 1. 許認可隻数：水産政策審議会に報告された数値

2. 漁獲量、漁獲金額：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

3. 平成22年の漁獲量は、東日本大震災の影響により、岩手県分の取りまとめが行えないため、これを含まない暫定値である。

※平成19年より、「漁業・養殖業生産統計年報」の漁獲金額の取りまとめが廃止された。

〔2〕 以西底びき網漁業

年	許可	認可	計	漁獲量	漁獲金額
	隻	隻	隻	千トン	億円
H4	208	12	220	72.6	306.9
5	201	2	203	52.3	221.2
6	148	9	157	45.4	207.7
7	112	3	115	41.9	145.7
8	69	0	69	31.3	111.9
9	53	1	54	26.8	95.2
10	50	0	50	21.2	82.1
11	44	0	44	19.2	67.3
12	18	0	18	10.5	42.8
13	18	0	18	9.1	28.8
14	18	0	18	8.9	28.0
15	18	0	18	8.5	25.3
16	13	0	13	7.8	22.3
17	13	0	13	5.9	19.5
18	13	0	13	7.4	26.0
19	13	0	13	7.0	—
20	13	0	13	8.3	—
21	13	0	13	6.7	—
22	12	1	13	5.5	—

〔注〕 1. 許認可隻数：水産政策審議会に報告された数値

2. 漁獲量、漁獲金額：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

3. 平成22年の漁獲量は、東日本大震災の影響により、岩手県分の取りまとめが行えないため、これを含まない暫定値である。

※平成19年より、「漁業・養殖業生産統計年報」の漁獲金額の取りまとめが廃止された。

〔3〕 遠洋底びき網漁業

年	許可	認可	計	漁獲量	漁獲金額
	隻	隻	隻	千トン	億円
H4	70	123	193	468.1	759.4
5	67	97	164	365.8	534.2
6	55	91	146	325.5	448.7
7	42	85	127	255.0	294.4
8	38	87	125	248.4	246.8
9	37	81	118	241.0	248.0
10	37	74	111	224.4	224.4
11	32	78	110	208.0	220.0
12	30	79	109	200.6	187.8
13	25	54	79	176.4	152.2
14	20	48	68	147.0	147.0
15	14	51	65	140.3	168.2
16	11	52	63	80.8	93.7
17	12	40	52	71.6	114.2
18	13	38	51	80.1	83.9
19	13	37	50	63.1	—
20	14	30	44	78.0	—
21	14	28	42	49.3	—
22	12	25	37	59.1	—

〔注〕 1. 許認可隻数：水産政策審議会に報告された数値

2. 漁獲量、漁獲金額：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

3. 平成22年の漁獲量は、東日本大震災の影響により、岩手県分の取りまとめが行えないため、これを含まない暫定値である。

※平成19年より、「漁業・養殖業生産統計年報」の漁獲金額の取りまとめが廃止された。

〔４〕 大中型まき網漁業

年	許可	認可	計	漁獲量	漁獲金額
	隻	隻	隻	千トン	億円
H4	296	4	300	2,303.5	1,613.3
5	287	4	291	2,091.7	1,574.9
6	269	9	278	1,606.2	1,523.1
7	249	10	259	1,233.5	1,459.8
8	247	9	256	1,384.4	1,464.1
9	248	8	256	1,363.7	1,500.4
10	239	13	252	1,223.6	1,431.2
11	237	11	248	1,091.7	1,312.9
12	237	9	246	901.1	1,112.2
13	219	16	235	913.4	1,056.0
14	197	24	221	809.0	1,036.1
15	195	24	219	889.9	983.2
16	195	18	213	858.4	1,173.4
17	202	8	210	945.2	1,036.7
18	202	6	208	1,013.9	1,196.0
19	200	7	207	860.0	—
20	196	10	206	822.4	—
21	188	17	205	804.5	—
22	187	18	205	840.4	—

〔注〕 1. 許認可隻数：水産政策審議会に報告された数値

2. 漁獲量、漁獲金額：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

3. 平成22年の漁獲量は、東日本大震災の影響により、岩手県分の取りまとめが行えないため、これを含まない暫定値である。

※平成19年より、「漁業・養殖業生産統計年報」の漁獲金額の取りまとめが廃止された。

〔5〕 遠洋かつお・まぐろ漁業

年	許可 隻	認可 隻	計 隻	漁獲量		漁獲金額	
				千トン		億円	
				かつお	まぐろ	かつお	まぐろ
H4	785	55	840	82.8	196.9	209.7	2134.9
5	802	30	832	95.8	205.1	208.6	2210.7
6	773	48	821	88.6	196.7	216.5	1733.7
7	743	68	811	95.4	190.8	225.7	1505.9
8	733	70	803	77.7	164.0	209.7	1559.2
9	714	68	782	94.4	166.2	266.6	1456.5
10	717	68	770	94.1	176.9	284.2	1324.5
11	585	49	634	109.0	162.4	290.9	1400.6
12	587	45	632	97.6	153.5	203.7	1244.7
13	585	45	630	81.4	156.2	239.0	1152.5
14	579	45	624	98.4	154.6	227.8	996.9
15	571	51	622	97.5	136.1	203.3	898.4
16	552	64	616	86.8	135.1	183.3	927.3
17	539	74	613	90.8	137.3	169.9	939.9
18	491	111	602	66.3	121.0	136.5	856.2
19	464	119	583	76.6	138.5	—	—
20	450	117	567	59.6	121.9	—	—
21	347	47	394	53.6	99.6	—	—
22	338	45	383	68.5	80.0	—	—

〔注〕 1. 許認可隻数：水産政策審議会に報告された数値

2. 漁獲量、漁獲金額：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

3. 平成22年の漁獲量は、東日本大震災の影響により、岩手県分の取りまとめが行えないため、これを含まない暫定値である。

※平成19年より、「漁業・養殖業生産統計年報」の漁獲金額の取りまとめが廃止された。

〔6〕 近海かつお・まぐろ漁業

年	許可 隻	認可 隻	計 隻	漁獲量		漁獲金額	
				千トン		億円	
				かつお	まぐろ	かつお	まぐろ
H4	456	70	526	80.7	57.5	270.3	452.7
5	432	67	499	92.6	58.4	241.2	420.9
6	402	64	466	61.5	48.3	205.0	341.9
7	371	61	432	70.3	44.8	190.5	300.0
8	342	52	394	57.2	40.7	237.8	251.9
9	273	33	306	77.8	41.6	238.5	234.6
10	258	37	295	67.2	38.3	209.1	205.7
11	248	20	268	73.5	33.9	269.6	180.1
12	242	10	252	72.6	33.2	161.7	167.4
13	237	9	246	51.0	34.0	184.3	172.5
14	512	20	532	47.0	58.8	168.8	291.5
15	495	31	526	58.0	56.9	148.8	269.7
16	485	17	502	55.9	50.0	187.1	276.6
17	468	19	487	62.2	61.7	152.1	296.4
18	454	12	466	50.6	65.7	155.3	328.5
19	410	25	435	50.3	58.3	—	—
20	411	23	434	46.7	49.7	—	—
21	390	11	401	40.7	52.2	—	—
22	389	9	398	43.0	52.1	—	—

〔注〕 1. 許認可隻数：水産政策審議会に報告された数値

2. 漁獲量、漁獲金額：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

3. 平成22年の漁獲量は、東日本大震災の影響により、岩手県分の取りまとめが行えないため、これを含まない暫定値である。

※平成19年より、「漁業・養殖業生産統計年報」の漁獲金額の取りまとめが廃止された。

〔7〕 北太平洋さんま漁業

年	許可	認可	計	漁獲量	漁獲金額
	隻	隻	隻	千トン	億円
H14	224	4	228	169.1	248.2
15	226	2	228	233.3	149.1
16	222	6	228	172.5	182.1
17	221	4	225	196.1	119.5
18	217	4	221	212.6	144.2
19	191	12	203	269.2	187.7
20	186	11	197	316.7	199.1
21	184	5	189	281.8	177.1
22	185	0	185	—	—

〔注〕 1. 許認可隻数：水産政策審議会に報告された数値
2. 漁獲量、漁獲金額：水産庁調べ

〔8〕 日本海べにずわいがに漁業

年	許可	認可	計	漁獲量	漁獲金額
	隻	隻	隻	千トン	億円
H14	22	0	22	8.5	18.2
15	18	1	19	8.1	20.8
16	18	0	18	8.8	20.2
22	18	0	18	8.9	18.1
18	18	0	18	9.5	21.3
19	15	0	15	9.6	23.4
20	15	0	15	10.6	28.1
21	12	1	13	10.0	26.6
22	12	1	13	—	—

〔注〕 1. 許認可隻数：水産政策審議会に報告された数値
2. 漁獲量、漁獲金額：水産庁調べ

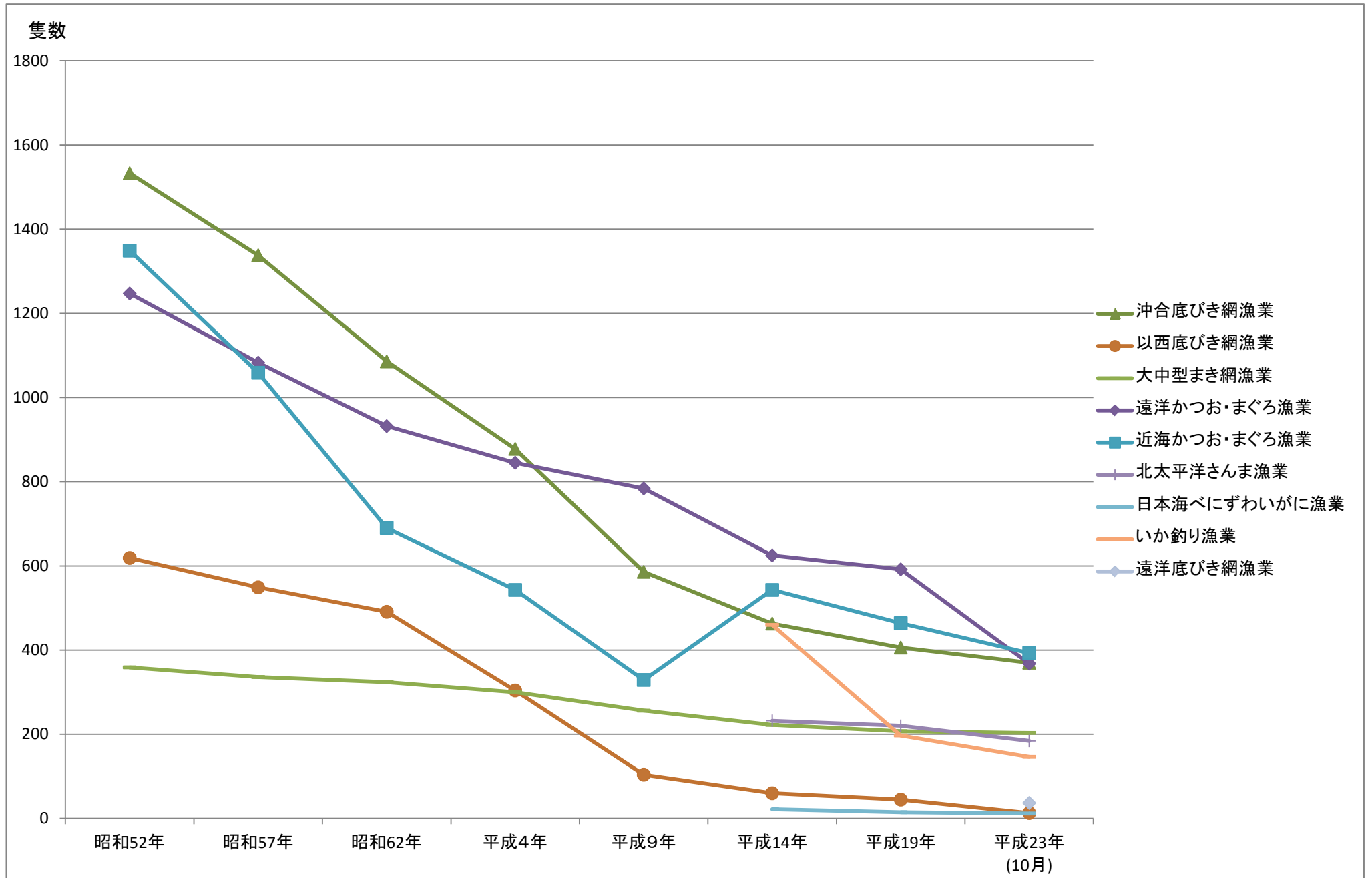
〔9〕 いか釣り漁業

年	許可	認可	計	漁獲量		漁獲金額	
				千トン		億円	
				遠洋	近海	遠洋	近海
H14	345	55	400	97.9	69.1	146.0	133.8
15	281	78	359	60.4	70.8	104.1	135.0
16	331	16	347	55.1	57.1	83.6	151.3
17	329	15	344	48.5	56.5	71.1	146.2
18	337	3	340	46.9	63.1	72.4	161.1
19	152	30	182	18.6	56.6	—	—
20	151	26	177	17.2	55.5	—	—
21	155	4	159	26.4	56.6	—	—
22	150	1	151	15.1	38.1	—	—

〔注〕 1. 許認可隻数：水産政策審議会に報告された数値
2. 漁獲量、漁獲金額：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」
3. 平成22年の漁獲量は、東日本大震災の影響により、岩手県分の取りまとめが行えないため、これを含まない暫定値である。

※平成19年より、「漁業・養殖業生産統計年報」の漁獲金額の取りまとめが廃止された。

一斉更新における公示隻数の推移



平成24年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針（素案）

平成23年11月
水産庁

第1 指定漁業を取り巻く状況

- 1 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及びこの地震が引き起こした大津波は、我が国漁業の一大生産拠点である三陸地域をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。三陸地域は養殖業や沿岸漁業が盛んであるとともに、サバ、カツオ、サンマ、イカ類等を漁獲する沖合・遠洋漁業の拠点を擁し、全国の水産物の安定供給に大きな役割を果たしてきた。被災地域の水産業の復興は、国民に対する水産物供給の確保の観点からも極めて重要な課題である。
また、古くから海と繋がり海と共に生きてきた漁業者が一日にして生活の糧を失った心情は察するに余りあるものであり、このような状況下において、被災漁業者が今後の漁業の継続について希望を見いだせるよう、制度的な手当てを検討することが必要である。
- 2 一方、指定漁業を取り巻く環境を概観すると、我が国周辺水域においては資源状況が低位にある資源も多く見られ、今後とも水産物を安定的に供給していくためには、引き続き、水産資源の適切な保存・管理の確保を図ることが必要である。
- 3 指定漁業の種類や操業地域によっては、沿岸・沖合漁業者間で漁場や魚種の競合等の軋轢が生じており、相互理解を図るための協議の促進や、更なる信頼関係の構築に向けた手法の導入等、漁業種類や地域ごとの状況を踏まえたきめ細かな対応が必要である。また、近年、指定漁業において転覆・沈没といった痛ましい海難事故が相次いでいることを受け、漁船自体の安全性を向上させるための対策が求められている。
- 4 さらに、生産体制がぜい弱化し、対象となる資源の水準が悪化している漁業について、漁獲量重視の操業体制から収益性重視の操業体制への転換（船団隻数の縮小等）が急務となっていることから、漁業構造改革事業等を着実に推進することが重要である。

- 5 国際的にも、韓国、中国等の外国漁船との漁場競合の激化や中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等地域漁業管理機関による国際的な漁業管理が本格化していることから、これらの動きに的確に対応することが求められている。
- 6 以上を踏まえ、今回の一斉更新においては、指定漁業の許可及び取締り等について以下のように対応するものとする。

第2 基本的処理方針

1 東日本大震災からの復興に向けた被災漁業者の経営リスクの軽減

これまでの一斉更新においては、多くの水産資源の資源水準が低位にあったことから、原則として、前回の公示隻数から、その後に減船・廃業したもの等を削減し、現に指定漁業の許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数を公示することにより、極力公示隻数の縮減に努めてきたところである。

しかしながら、被災により船舶を失った漁業者や被災地において不自由な操業を強いられている漁業者の経営リスクの軽減の観点から、水産資源の繁殖保護等に支障を生じない範囲において、これら被災漁業者の兼業機会の拡大や別の漁業種類への新規参入を可能とするための必要な措置を講ずることとする。

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数（いか釣り漁業及び北太平洋さんま漁業）

指定漁業のうち、被災地域における主要漁業種類であり、資源水準に対して現行許可隻数が過剰でないものとして、いか釣り漁業及び北太平洋さんま漁業については、前回の公示隻数から、平成19年8月以降に減船・廃業したもの等を削減せず、前回と同じ公示隻数とする。

(2) 兼業機会の拡大等のための規制の緩和（いか釣り漁業）

兼業機会の拡大や代船取得の促進を図るため、我が国周辺水域で操業可能ないか釣り漁業の船舶の総トン数の上限を緩和する。

2 資源管理のための漁獲努力量の抑制

指定漁業については、関係漁業者及び漁業者団体の主体的な取組みによる減船等により漁獲努力量の削減が行われてきたところであり、

我が国周辺水域の資源状況は近年おおむね安定的に推移しているといえるところである。しかしながら、資源水準が未だ低位にある資源も多く見られることから、いか釣り漁業及び北太平洋さんま漁業以外の漁業に係る公示隻数の決定に当たっては、前回の公示隻数から、その後減船・廃業したもの（平成24年7月までに減船・廃業するものを含む。）を削減するとともに、許可又は起業の認可を行うことが不適当と認められるものを削減することにより、極力公示隻数の縮減に努めるものとする。

3 信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築

沿岸・沖合漁業者の操業のあり方に係る相互理解と国際漁場を含めた資源の有効利用の促進等の観点から、関係当事者間の信頼の醸成に基づく漁業秩序を構築するため、所要の措置を講ずることとする。

(1) 我が国周辺水域における沖合漁業と沿岸漁業の漁業調整の円滑化及び漁業取締りの効率化のための衛星船位測定送信機（VMS）の導入

漁業調整の円滑化及び漁業取締りの効率化のため必要なものに、衛星船位測定送信機（VMS）の設置及び位置の報告を許可の制限又は条件として付することとする。

(2) 沿岸・沖合漁業者の協議の促進

資源管理を基本とした操業のあり方に関する沿岸・沖合漁業者の相互理解を深め、資源の有効利用を促進する観点から、一斉更新時に限らず、定期的かつ必要に応じ、広域的なものは国が、地域的なものは都道府県が中心となって、当事者間の話し合いの場の設定の斡旋、話し合いの仲介等により、漁場利用等を巡る問題の解決に向けて積極的な関与を行い、両者の共存に向けた漁業調整の推進を図ることとする。

(3) 国際的取り決めの遵守のための措置

① ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置（沖合底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業）

「ロシア水域における適正操業に関する検討チーム」の議論を受け、ロシア水域での漁獲量等の適正な管理のため、操業日誌の記載等を義務付けする措置を導入する。

- ② 中西部太平洋におけるオブザーバーの乗船の義務化（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業）

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づき、中西部太平洋においてオブザーバーの乗船を義務付けることについて検討する。

4 漁船の安全性の確保

近年の漁船の転覆・沈没事故の多発を受け、漁船の復原性の向上に効果のある浮力体（バルジ等）の漁船両舷への装備等を推進するため、これらの装備等に伴う増加トン数について、漁獲能力の増加に直接繋がらないことを個別に審査しながら、船舶の総トン数規制の緩和を行うこととする。

5 国際競争力の確保

水産物の安定供給を担う国際競争力ある経営体を育成する観点から、資源及び漁業秩序への影響を十分に勘案しつつ、漁業の操業に係る制限の見直し等、所要の措置を講ずることとする。

（1）漁業の構造改革に資するための規制等の見直し

- ① 漁業の構造改革による試験操業に係る船舶の総トン数規制の見直し（大中型まき網漁業）

漁業の構造改革による試験操業により、漁獲能力が増加しないことが実証されたものについて、船舶の総トン数規制の見直しを行う。

- ② 漁業構造改革事業により試験操業を実施する場合について、漁業者の負担軽減の観点から当該試験操業に伴う起業の認可につき、その延長期間を事業終了時までとする。

（2）その他国際競争力の確保に資するための見直し

- ① 漁獲物等の陸揚港の変更手続きの見直し（沖合底びき網漁業、日本海べにずわいがに漁業）

漁獲物等の陸揚港の変更について、許可制の必要性の低下を踏まえて、許可制から届出制とする。

- ② 漁獲物等の転載制限及び国外陸揚げの制限の緩和（遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業）
地域漁業管理機関におけるオプザーバー乗船制度の導入や実施体制の整備を受け、漁獲物等の転載及び国外陸揚げに係る許可制を廃止する。
- ③ いか釣り機の台数規制の緩和（いか釣り漁業）
いか釣り漁船の隻数は減少しており、また、我が国周辺水域におけるすめいかはTACで管理されていることから、いか釣り機の台数制限を緩和する。
- ④ 英文の許可証の発行（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業）
地域漁業管理機関の加盟国による公海上の乗船検査等に対応するため、英文の許可証を発行することとする。
- ⑤ 漁獲数量等の報告事項の簡素化（遠洋かつお・まぐろ漁業）
漁獲成績報告書の迅速な分析を行う体制の整備等に伴い、漁獲数量等の報告事項の簡素化を行う。

（参考）乗組員の確保に関する施策
（当該関係予算の概算決定後に記載。）

第3 漁業種類ごとの処理方針

1 沖合底びき網漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

（2）ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置 （前掲）

(3) 漁獲物等の陸揚港の変更手続きの見直し
(前掲)

2 以西底びき網漁業

・ 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不適当と認められる船舶の隻数

3 遠洋底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数

(2) 国際的な資源管理の進展等に伴い、許可の有効期間を従来の1年から5年とする。

(3) ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置
(前掲)

4 大中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②、③及び④の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数

- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数
 - ④ 同一の船舶について、操業区域が異なることにより、複数の許可又は起業の認可を有しているものについて、重複する許可又は起業の認可に係る船舶の隻数（我が国周辺水域を操業区域とするものに限る。）
- (2) 漁業の構造改革による試験操業に係る船舶の総トン数規制の見直し
(前掲)
 - (3) 中西部太平洋におけるオブザーバーの乗船の義務化
(前掲)
 - (4) 英文の許可証の発行
(前掲)

5 遠洋かつお・まぐろ漁業

- (1) 許可又は起業の認可をすべき隻数
次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。
 - ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
 - ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
 - ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数
- (2) 中西部太平洋におけるオブザーバーの乗船の義務化
(前掲)
- (3) 漁獲物等の転載制限及び国外陸揚げの制限の緩和
(前掲)
- (4) 英文の許可証の発行
(前掲)

(5) 漁獲数量等の報告事項の簡素化
(前掲)

6 近海かつお・まぐろ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

(2) 中西部太平洋におけるオブザーバーの乗船の義務化
(前掲)

(3) 漁獲物等の転載制限及び国外陸揚げの制限の緩和
(前掲)

(4) 英文の許可証の発行
(前掲)

7 北太平洋さんま漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数

(2) ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置
(前掲)

(3) 標識を表示しない船舶の使用禁止措置の廃止
総トン数別の操業期間に係る規制の廃止等に伴い、総トン数別の標識の表示をしない船舶の使用を禁止する措置を廃止する。

8 日本海べにずわいがに漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

(2) 漁獲物等の陸揚港の変更手続きの見直し
(前掲)

9 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数

(2) ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置
(前掲)(3) 兼業機会の拡大等のための規制の緩和
(前掲)(4) いか釣り機の台数規制の緩和
(前掲)

平成23年11月25日
水産庁漁場資源課

指定漁業の主要対象資源の現状と見通し

1. 沖合底びき網漁業

沖合底びき網漁業の漁獲量は、前回の一斉更新が行われた2007年以降2009年までの間、42万トン（許可隻数398隻）、40万トン（許可隻数391隻）、36万トン（許可隻数387隻）となっている。沖合底びき網漁業は、多種多様な資源を漁獲対象としているが、その中には、資源の悪化が指摘されているものもあり、また、魚価の低迷や近年の燃油高騰などによる収益性の低下等も加わり、年々、漁業経営が厳しくなっていることから、毎年操業隻数が減少している。

（1）北海道区

主要魚種であるすけとうだら資源は、中位水準の太平洋系群以外は低位水準であり、横ばいまたは増加傾向となっている。特にすけとうだら日本海北部系群は、再生産に不適な環境が続いており、過去最低水準にある。ほっけ資源は、主漁場の道北海域では低位水準で減少傾向で、道南海域では低位水準で横ばい、その他の海域では中位水準で横ばいにある。宗谷海峡を中心としたいかなご資源については中位水準で横ばいにある。いとひきだら資源については中位水準で減少傾向にあり、まだら資源については高位水準で増加傾向にある。するめいか資源は中位または高位水準で横ばいまたは減少傾向にある。かれい類、ずわいがに資源は中位水準または低位水準にある。

（2）太平洋北区

主要魚種であるするめいか資源については、中位水準で減少傾向にある。まだら資源については高位水準で増加傾向にあるが、すけとうだら、ずわいがに資源については中位水準で横ばいにある。いとひきだら資源については中位水準で減少傾向にある。ひらめ、きあんこう、やなぎむしがれい資源については高位水準、きちじ資源については中位水準、さめがれいについては低位水準にある。

（3）太平洋中・南区

主要魚種であるにぎす資源については、1977年には漁獲が過去20年間で最高であったが、その後減少した後、横ばい傾向を示し、資源は中位水準で横ばいと判断される。やりいか資源については、1980年代は総じて漁獲が高水準であったが、その後増減を繰り返した後、2006年以降は増加傾向を示し、中位水準で増加傾向にある。まだら資源については、太平洋中部においては高位水準、太平洋南部においては低位水準となっている。

(4) 日本海北・西区

主要魚種であるはたはた資源については、日本海西部では高位水準で横ばいで、日本海北部においては中位水準で横ばいにある。あかがれい資源については中位水準で横ばいにある。にぎす資源は中位水準で横ばいにある。ずわいがに資源は富山県以西では中位水準で減少傾向、新潟県以北では高位で増加傾向となっている。ほっこくあかえび資源については高位水準、そうはち資源は中位水準、やりいか、すけとうだら資源は低位水準となっている。

(5) 対馬周辺海域

主要魚種であるけんさきいか資源については、低位水準で増加傾向である。きだい資源については、全体としては近年中位水準で増加傾向と判断される。そうはち資源については、中位水準で横ばい、むしがれい資源は中位水準で横ばいとなっている。

2. 以西底びき網漁業

以西底びき網漁業の漁獲量は、前回の一斉更新が行われた2007年以降、2009年までの間、0.7万トン（許認可隻数13隻）、0.8万トン（13隻）、0.7万トン（13隻）となっている。当該漁業については、韓国・中国漁船との漁場競合の激化等により経営状況が著しく悪化し、現在13隻が我が国200海里水域、暫定水域を中心とした操業を行っている。

主要魚種であるたい類のうち、漁獲割合の多いきだい資源については、中位水準で増加傾向である。いか類のうち、漁獲割合の多いけんさきいか資源については低位水準で増加傾向である。また、主な分布域が我が国EEZ外であるきぐち、しろぐち、はも、まながつお類、えそ類、かれい類の底魚資源についても、全てが低位水準である。

3. 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業は、地域漁業管理機関等の決定や入漁先国の法制度の変更、国際交渉の結果などに影響を受けることから、合併などの現地化が進展している。2007年から2009年までの間の漁獲量は、6万トン（許認可隻数50）、8万トン（許認可隻数44）、5万トン（許認可隻数42）となった。国際規制の強化に伴い漁獲量は減少傾向にある。主要漁場は天皇海山（キンメダイ、クサカリツボダイ）、ロシア水域（スケトウダラ）、南極海（オキアミ）、ニュージーランド水域（ミナミダラ、ホキ、イカ等）、北西大西洋（アカウオ、カレイ類）、フォークランド水域（ミナミダラ、メルルーサ）となっている。

4. 大中型まき網漁業

大中型まき網漁業（遠洋かつお・まぐろ1そうまき網を除く。）の漁獲量は、まいわ

し資源の減少に伴い、2009年には60万トン（許可隻数142（遠洋かつお・まぐろ1そうまき網を除く。））となった。現在、まいわし、まさばの主要資源が概ね低位水準で推移しているが、回復の兆しが出てきている。このような資源回復の動きを維持して行くためには、今後とも現状程度の漁獲努力量となるよう許可隻数を適切に管理する必要がある。

（1）太平洋

1987年には292万トンと漁獲のピークに達したまいわし資源についてはその後急激に減少し、1995年から1999年までは低水準ながらも横ばいで推移していたものの2000年以降は再び減少傾向にある。2008年級群の加入が良く、2010年に卓越年級群が発生したこと等により、低位水準ながら、資源量の推移から増加傾向となっている。かたくちいわし資源については、1990年以降増加し、資源の増減はみられるものの中位水準となっている。

さば類資源については、まさばは1992年、1996年に卓越年級群が発生したものの未成魚で多獲されたため資源の回復につながらず、依然低位水準となっている。一方で、2004年、2007年、2009年に比較的良好な加入があったこと及び資源回復計画の取組みもあり漁獲加入後の生き残りが良かったため、横ばいとなっている。ごまさばは2004年、2007年、2009年級群の加入が比較的良好であったことから、高位水準で、横ばいとなっている。まあじ資源については1982年以降一貫して増大し、1990年代中頃には高位水準で安定していたが、1997年以降は加入量が概ね減少し、資源は中位水準で減少傾向である。

（2）日本海・東シナ海

1980年代後半から1990年代前半にかけて100万トンレベルの漁獲量があったまいわし資源については、1990年代前半以降太平洋側と同じく急激に減少し、極めて低い水準で増加となっている。さば類資源については、まさばは1996年以降、資源は急速に減少したが、近年、資源量は増加傾向であることより、中位水準で増加傾向にある。ごまさば資源については、1992年以降比較的安定して推移しており、中位水準で横ばいにある。まあじ資源については、1993年から1998年まで高位水準を維持していたが、1999年以降2001年まで減少、その後増加し、中位水準で横ばいである。かたくちいわし資源については、1997年から1999年頃まで高位水準であったと考えられるが、以後減少し、中位水準で減少傾向である。

5. かつお・まぐろ漁業

我が国のかつお・まぐろ漁業の漁獲量をみると、まぐろ類については、1960年代に45万トンを漁獲した後、減少傾向に転じ、70年代から80年代前半は35～39万トンの水準で推移した。その後は、増減の波があるものの、

30～35万トンの間で漸減し、2000年以降は28～20万トンへと減少している。

また、かつおの漁獲量は、80年代前半まで概ね増加傾向が続き、その後も年毎の大きな変動を繰り返すものの、90年代は26万トン～35万トン程度の比較的高い水準で推移し、2000年代は20万トン～29万トンと減少した。

一方、かじき類の漁獲量は、60年代に9万トンが漁獲された後、減少傾向をたどり、80年代には3万5千トン程度で推移していたが、近年は2万トン前後の水準で推移している。

遠洋かつお・まぐろ漁業の許認可隻数は、一貫して減少しており、平成20年に国際減船が行われたこともあり、平成12年の632隻から平成22年の385隻へと約39%減少した。

また、近海かつお・まぐろ漁業の許認可隻数は、平成14年の一斉更新により小型まぐろはえ縄漁業（平成7年における承認隻数は307隻）が大臣許可漁業になったことから、平成12年の252隻から平成22年の400隻へと増加した。うち286隻は小型まぐろはえ縄漁業（20トン未満）となっている。

さらに、まき網でかつお・まぐろを漁獲する海外まき網漁船の許認可隻数は、平成7年にかつお一本釣りからの転換により32隻から35隻へと増加し、横ばいとなっている。

〔かつお・まぐろ資源〕

まぐろ類資源は、一部の種類を除き、全体的に合理的利用の限界に、あるいはそれをやや越えた程度とみられる。また、かつお資源は現時点では安定していると考えられる。

（1）太平洋

くろまぐろについては、他のまぐろ類に比べて年級変動が大きく、資源状態もその動向に左右されている。1980年代後半に最低であった資源量は、1989、94年級群の卓越した資源量により回復に転じた。1990年代以降の加入量変動は大きいですが、近年は加入が失敗した兆候はない。なお、2006年のISCにおける資源評価と最新の見直しによれば、2004～2006年の漁獲圧が継続すれば、将来、高い確率で資源水準が低下する漁獲係数が2割増加すると予測された。資源状態は中位で減少傾向と考えられる。

びんながについては、北太平洋においては1980年代の竿釣船の減船および1993年からの公海流し網の禁止によって表層漁業の漁獲圧は低い水準にある。近年は環境要因の変動によると見られる1990年代に入ってからの高水準の加入量に

支えられ、高い資源量水準と漁獲量を維持しており、2011年のISCの資源評価によれば、資源水準は高位で横ばいの動向を示している。また、南太平洋についても2000年以降は高い漁獲水準を保っており、資源状態は高位横ばいにあると考えられる。

めばちについては、中西部太平洋系群の資源状態は中位減少傾向、東部太平洋系群では低位横ばい傾向にあると考えられている。特に中西部太平洋系群については、漁獲努力をMSYレベルにするには近年の漁獲努力量を29%削減する必要があるとされている。

きはだについては、中西部太平洋においては資源状態は中位横ばいではあるが、西部熱帯域における漁獲は満限状態と考えられ、また近年の加入は低いレベルと推定され、今後の動向に注意が必要である。また東部太平洋においては、資源状態は中位横ばい傾向にあると考えられる。

かつおについては、我が国が利用している中西部太平洋のかつお資源は高位減少傾向であり、熱帯域における高い漁獲が日本近海への来遊減少を引き起こしている可能性が指摘されている。エクアドル、ベネズエラ等が主に利用している東部太平洋のかつお資源は好調な加入によって高位横ばいと考えられている。

(2) インド洋

みなみまぐろについては、資源状態は低位横ばい傾向であり、2011年に合意されたTACで、今後、親魚資源ならびに漁獲可能な資源は徐々に回復すると考えられている。

びんながについては、2003年に2.6万トンと減少した漁獲量は2008年には4.8万トンと最大を記録し2010年までの5カ年平均も3.9万トンと、推定されたMSYを上回っているため、資源水準は中位横ばいとされるものの注意が必要である。

めばちについては、MSYレベルの手前にあり中位横ばいとされているが、不確実性を考え漁獲量は2009年の10.2万トンを超えるべきではないと考えられている。

きはだについては、推定されたMSY29万トンに対し2009年までの5カ年平均漁獲量が37万トンに達しており、資源状態は中位減少傾向であり乱獲初期の状況と考えられている。そのため総漁獲量は30万トンを超えるべきではないとされている。

かつおについては、未だ高位横ばいと考えられているが資源状況は以前に比べ悪くなっているとみられている。

(3) 大西洋

くろまぐろについては、西部大西洋においては、高い加入量が見られる年があるものの、資源状態は未だ低位横ばいであり、ICCATによって総漁獲量の制限や小型魚の漁獲制限が実施されている。東大西洋については、現行のTACで資源は徐々に回復すると考えられている。

びんながについては、北大西洋においては資源状態は低位増加で、親魚資源量はMSY水準を割り込んでいると推測される。

また、南大西洋においては資源状態は中位減少で、漁獲はMSY水準を下回っている懸念が示されたため、ICCATにおいてMSYを目標とした漁獲量の規制が1998年から行われた。

めばちについては、歴史的に資源量の減少・漁獲死亡の増加がみられており、1990年代半ばには漁獲死亡がMSYレベルを上回っていたと考えられる。2000年代後半には資源増及び漁獲死亡減が見られ、現在の資源状態は低位ながら横ばいとされている。表層漁業の期間禁漁や総漁獲枠設定などの資源管理措置が執られている。

きはだについては、資源状態は中位横ばいとなっている。現在の漁獲量水準は推定されたMSYを下回っており、比較的健全な状態と判断されている。

かつおについては、資源状態は高位横ばい傾向であると考えられる。地域的な乱獲の可能性が指摘されているが、資源全体が乱獲にある可能性は低いと考えられている。これまでのところかつおに対する特段の管理方策は設定されていない。

6. 北太平洋さんま漁業

北太平洋さんま漁業は、その年のさんまの来遊状況により漁獲量が大きく影響を受ける。近年の漁獲量は、2008年34万トン、2009年31万トン、2010年19万トンで推移している。

本漁業の漁期は、8月～12月であり、さんま漁船の多くがさけ・ます流し網漁業等との兼業船である。許認可隻数はゆるやかではあるが減少を続け、2002年の229隻から2006年には221隻、2010年には184隻となっている。

漁獲対象となるさんま資源は、北西太平洋に広く分布し、夏季から南下を開始して日本近海に来遊する。2003年以降、資源量は増減を繰り返し、近年は2008年をピークに減少傾向にあり、中位水準で横ばいとなっている。

7. 日本海べにずわいがに漁業

日本海べにずわいがに漁業は、平成14年4月の漁業法施行令改正により指定漁業に移行した漁業種類である。当漁業は韓国漁船との漁場競合により漁場の移動がある。許可隻数は、2007年には18隻であったが、2009年には15隻となっている。

漁獲量は1996年以降減少傾向を示していたが、平成19年度から船別の漁獲量の上限を定めて資源管理を行っており、近年は総漁獲量の上限に近い1万トン程度が漁獲されている。資源状態はC P U E (kg/かご)、漁獲物組成からみると、中位水準で増加傾向にある。日韓暫定水域内の韓国船の動向及び資源状態を注意深くみていく必要がある。

8. いか釣り漁業

旧大型いか釣り漁業（総トン数139トン以上）はアルゼンチン及びフォークランド水域からなる南西大西洋水域を主漁場とし、1991年は15万6千トン、1995年は13万4千トン、2000年は20万8千トンを漁獲していた。しかし、2007年に南西大西洋から完全撤退してから、ペルー水域とニュージーランド水域及びロシア水域を主な操業水域として、近年の漁獲量は2-3万トンの範囲に減少している。

このような漁獲量の変動は、単年生であるいか類資源の年変動による影響もあるが、沿岸国の規制による要因が大である。

旧中型いか釣り漁業の漁獲量は、1996年以降10万トン前後で推移していたが、2000年以降減少し、2004年には5万7千トンとなった。するめいかを主要対象資源としているが、日本近海では1994年より、北部太平洋沖合では1996年より、あかいかを対象とした操業も行っている。

漁船隻数については、一貫して減少傾向が続いており、2002年に164隻あった許認可隻数も2006年には150隻、2010年には126隻となっている。単船による専業経営体が多数を占めているが、所有漁船の多くが船令20年以上の旧型船であり、代船の取得が喫緊の課題となっているが、するめいかの燃油価格等操業コストの上昇や魚価低迷等による経営の悪化、代船となる中古漁船の不足が問題となっている。

漁獲対象となるいか類の資源状況は以下のとおりである。

○スルメイカ

我が国周辺水域におけるスルメイカ資源は、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊する。これらは1月から3月にかけて九州西岸から東シナ海で発生し、主として太平洋または日本海を回遊し漁獲される冬季発生系群と、10月から12月

に北陸沿岸域から東シナ海で発生し主に日本海に分布して漁獲される秋季発生系群に区分される。資源状態は冬季発生系群が中位水準で減少傾向、秋季発生系群が高位水準で横ばいである。秋季系群は高位水準であるものの親魚量あたりの加入量が2000年以降、減少傾向にあり、資源の動向には注視する必要がある。

○アカイカ

近年の日本漁船はアカイカを専獲する漁業形態を取っていないこともあって、資源に対する我が国漁船の漁獲圧は小さいと考えられるが、違法な流し網操業に代表される他国の漁業実体が明らかではないため、漁業全体が資源に与えている影響は不明である。我が国漁船の主要な漁獲対象となる冬春生まれ群（東経170度以西に分布）の資源水準は2000年以降は変動が大きいものの、低位で動向は横ばいと考えられている。

2002年まで低水準であったが、2004年に向け回復し、その後2007年まで変動しながら徐々に減少していく傾向がみられ、外国漁船による過剰漁獲の影響も示唆される。

○アメリカオオアカイカ

アメリカオオアカイカの主な漁場はペルー海域及びコスタリカ沖であるが、最近の我が国漁船の主な漁場はペルー海域となっている。2000年以降は好漁に転じ、資源水準は高い値で推移している。なお、ペルー政府は2008年の資源量を音響調査により300万トンと非常に大きく見積もっている。最近年は増大傾向にあったが、2009年の中規模のエル・ニーニョ現象と2010年の中規模のラ・ニーニャ現象が連続して発生したことに起因すると思われる資源水準の低下が生じ、資源水準は高位から中位になった。

○ニュージーランドスルメイカ類

ニュージーランド海域で漁獲されるスルメイカ類の総称 “ニュージースルメ” はニュージーランドスルメイカとオーストラリアスルメイカの2種を含む。他の単年性のイカ資源と同様に、本資源も年変動が大きく、各国による総漁獲量で見ると20年間及び最近5年間の平均はそれぞれ8.6万トン、10.9万トンであることから、本資源は現状では中位水準にあると示唆される。

一斉更新スケジュール（予定）

23年	
9月22日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資源管理分科会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定漁業の許可等の一斉更新について
9月26日	都道府県及び漁業者団体からの意見聴取
11月25日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資源管理分科会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一斉更新小委員会の設置
〃	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1回一斉更新小委員会</div>
24年	
1月中旬頃	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2回一斉更新小委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一斉更新処理方針の了承
3月上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資源管理分科会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一斉更新処理方針の説明 ・ 隻数、操業区域等に関する公示の諮問・答申 ・ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の改正についての諮問・答申(注)
3月中旬	隻数、操業区域等の公示
8月1日	一斉更新

(注)一斉更新処理方針に基づき必要となる省令改正の諮問・答申は、その内容及び準備状況に応じ、7月に資源管理分科会を開催し行う場合もある。